

令和5年5月19日14時00分
近畿地方整備局

「水道整備・管理行政移管準備室」の設置式を行います

～水道整備・管理行政の円滑な移管に向けて～

令和5年5月19日、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、令和6年4月に水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管され、一部の事務を地方整備局等が担うこととなります。

これを受け、水道整備・管理行政を円滑に移管するために、近畿地方整備局に「水道整備・管理行政移管準備室」を設置することとしました。(別紙参照)

※国土交通本省には「水道整備・管理行政移管準備チーム」が同日に設置されます。

【水道整備・管理行政移管準備室の設置式】

1. 日 時 : 令和5年5月23日(火) 15:00～15:15
2. 場 所 : 近畿地方整備局 大手前合同庁舎6階 総務部会議室
3. 内 容 : ①訓示(近畿地方整備局長)
②水道整備・管理行政移管準備室長挨拶
(終了後、事務局にて質疑対応を予定)

<取材申し込み先>

- ・ 取材を希望される場合は5月22日(月)15時までに、以下の通りメールにてご連絡ください。

件名:【取材希望】水道整備・管理行政移管準備室の設置

本文:氏名(ふりがな)、所属、連絡先(住所、電話番号、メールアドレス)

送付先:kkk-otayori@mlit.go.jp

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局 TEL:06-6942-1141(代表)

【内容に関すること】

水道整備・管理行政移管準備室

副室長(企画部 企画調査官) ^{いくた}生田 (内線3113)

総務課 課長補佐 ^{さと}佐藤 (内線2353)

【取材申込に関すること】

広報広聴対策官 ^{ひさうち}久内 (内線2117)

水道整備・管理行政移管準備室について

<水道整備・管理行政移管準備室の業務内容>

- ・水道整備・管理行政にかかる委任業務の実施に向けた準備
- ・下水道関係業務との一体的な実施に向けた準備
- ・その他移管にかかる本省や地方公共団体等との調整

<水道整備・管理行政移管準備室（近畿地方整備局）の実施体制>

- 室長：総務部 総括調整官
- 副室長：企画部 企画調査官
建政部 都市調整官
河川部 河川調査官、地域河川調整官
- 室員：総務部、企画部、建政部、河川部職員にて構成

参考

<水道整備・管理行政移管の経緯>

- ・令和4年9月2日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、水道整備・管理行政を厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管する方針が決定
- ・令和5年5月19日に関連法[※]が成立

※ 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に係る法律

<国土交通本省等での対応>

- ・国土交通本省に「水道整備・管理行政移管準備チーム」を設置
https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudol3_hh_000527.html
- ・その他、各地方整備局等に「水道整備・管理行政移管準備室」を設置